



2025年1月1日 No. 197 (毎月1日発行)

## 【家屋賃貸料特別控除額の適用に関する緩和策の開示】

台湾財政部は12月3日に、個人総合所得税の家屋賃貸料特別控除額の適用に関する緩和策（113年12月3日台財税字第11304656750号令）を公表しました。主な内容は以下の通りです。

従来の規定に則り、納税義務者、配偶者及び扶養親族は、台湾において家屋を保有している、または地上権が設定されている家屋を保有している場合、支払われた家屋賃貸料を控除することができません。しかし、その家屋が以下のいずれかに該当する場合、家屋賃貸料特別控除額を適用することが可能になります：

- (1) 政府が公表した倒壊の危険性が高い建築物であること
- (2) 災害等による被害面積が5割に達し、政府が公表した、修繕工事が必要である建築物であること
- (3) 納税義務者、配偶者及び扶養親族が、相続により取得した家屋に対する共有持分が100%に達しないこと
- (4) 前3項目以外に、納税義務者、配偶者及び扶養親族が、就職・就学・治療のために、他所で唯一の家屋を賃借する必要がある場合
- (5) 納税義務者と配偶者が別居のため、個別に確定申告を行う場合、配偶者が所有している家屋であること

## 【富裕層顧客向けの外貨建て与信業務の開放】

台湾金融監督管理委員会は12月5日に、富裕層顧客向けの資産管理サービスの許可を得た銀行に限って、富裕層顧客向けの外貨建て資産の担保付き外貨建て与信業務を開放することを発表しました。担保としての取り扱いが可能な外貨建て資産は以下の項目に限ります。

- (1) BBレベル以上の外国債券（公債、社債、金融債券含む）
- (2) BBBレベル以上のオフショア元本保証型ストラクチャード商品、或いは外貨建てストラクチャード債券

## 【日台、植物品種の審査に関する協力覚書に調印】

台湾日本関係協会と日本台湾交流協会は12月19日に、東京で第48回台日貿易経済会議を開き、「植物品種の審査に関する協力覚書」を締結した。

台湾と日本は今後、品種登録の審査結果を相互承認することにより、出願品種の審査期間の短縮やコストを削減する上で、農業分野における互いの知的財産権の保護の強化が可能になります。

台湾農業部は2019年に欧州連合と、2021年にベトナムと締結した関連する行政協定や覚書を結んでおり、日本は三か国目の締結国となります。

## 【全民健康保険の「一時停止制度」、撤廃】

台湾衛生福利部は12月23日に、従来の海外滞在で6か月以上台湾を離れた場合の全民健康保険の



一時停止・再加入規定について、当日をもって無効になることを発表しました。

これ以前は、全民健康保険が適用される国民が6か月以上出国する場合、保険の一時停止に係る申請を提出し、海外滞在期間の保険料の納付義務を免除することが可能で、帰国した直後3か月以内に保険の再適用に係る申請を提出することにより、保険料の納付義務、及び健康保険による医療サービスの権利を再開させることができました。

2022年の違憲判決により、台湾衛生福利部は上記の「一時停止制度」を撤廃しました。これにより、長期間に海外に滞在する場合にも、保険料を納付し続ける義務が課されます。

## フェアコンサルティング台湾

(正緯管理顧問股份有限公司)

台北市松山區敦化北路167號11樓C室 宏國大樓

電話：+886-2-2717-0318

担当：坂下 (SAKASHITA)

[yu.sakashita@faircongrp.com](mailto:yu.sakashita@faircongrp.com)

2024年2月1日 台中オフィスがオープンしました。

台中オフィス：台中市西區台灣大道2段285號4樓之2

「FCG 中華圏 ニュースレター」本文の内容の無断での転載、再配信、掲示板の掲載等はお断りいたします。

「FCG 中華圏 ニュースレター」で提供している情報は、ご利用される方のご判断・責任においてご使用ください。

フェアコンサルティンググループでは、できる限り正確な情報の提供を心掛けておりますが、「FCG 中華圏 ニュースレター」で提供した内容に関連して、ご利用される方が不利益等を被る事態が生じたとしても、フェアコンサルティンググループ及び執筆者は一切の責任を負いかねますので、ご了承ください。